

時局豫防接種を受けるべき者の範囲、豫防接種の技術的な実施方法その他必要な事項とする。

第三條 市町村長は、保健所長の指示に基いて、市町村（特別區を含む。）において施行する豫防接種の期日及び場所を公告しなければならない。

第四條 市町村長は、保健所長の指示を要して豫防接種を受けるべき者が他人に疾病を感染させる虞があると認めるときは、その者が豫防接種を行ふ場所に立ち入ることを禁止することができる。

二 市町村長は、前項の措置を取つたときは、保健所長の指示を受けて、その者について別に期日を指定して又は別に場所を定めて豫防接種を行わなければならない。

第五條 法第九條第三項に規定する期限は三十日以内とする。

第六條 豫防接種の施行心得は厚生大臣が別にこれを定める。

第七條 市町村長は、保健所長の指示を受けて種痘を施行した日から起算して、生後初めて受けた種痘については、第六日から第八日までの間ににおいて、その他の種痘については、第二日から第三日までの間において種痘の検診の期日を指定しなければならない。

第八條 市町村長は、保健所長の指示を受けて豫防接種證、豫防接種法施行規則

豫防・保健法規編

一七四

9

行後三十日以内に豫防接種の記録を作成しなければならない。

2 豫防接種の様式は、厚生大臣が別にこれを定める。

3 市町村長は、豫防接種の記録をその施行の日から直そく及びチフテリアについては八年間、その他の疾病については三年間保存しなければならない。

第十一條 居住の場所を変更するときは、本人又はその保護

者は現に居住する場所を管轄する市町村長から豫防接種の記録を受け取り、新しい居住の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。

第十二條 法第二十九條の規定により市町村長は、保健所長の指示をうけ、この法律施行の際四十八箇月から六十歳に至るまでの者で、踢チフス又はバラチフスの豫防接種を受けないもの、豫防接種を受ける期日並びに場所及び豫防接種に関する技術的実施方法を指定しなければならない。

第十三條 市町村長は、豫防接種を行つたときは、豫防接種を受けた者の数を、年齢別及び疾病別並びに豫防接種の定期別に計算して保健所長に報告しなければならない。

2 市町村長は、豫防接種を行つたときは、豫防接種を受け

豫防接種證及び法第十八條の證明書に代えて豫防接種手帳を作成し、必要な事項を記載して交付することができる。

2 豫防接種證、種痘證、豫防接種給付證、法第十八條の證明書及び豫防接種手帳の様式は、厚生大臣が別にこれを定める。

3 児童補助法（昭和二十二年法律第百六十四號）の規定による母子手帳を有する乳児又は効児に豫防接種證を交付するときは、母子手帳にその旨を記載してこれに代えらるものとする。

第九條 法第十七條但書に規定する者は、左の各款の一に該當するものとする。

一 痘痘を受けた豫防接種については、法第九條第三項に規定する證明書を提示した者

二 法第十八條に規定する保健所長の證明書を提示した者

三 踏チフス又はバラチフスの豫防接種に對する禁忌證候のある者

第十條 法第十九條の規定により市町村長（法第六條の規定による豫防接種については都道府縣知事又は市町村長、本様中以下同じ。）は、保健所長の指示を受けて豫防接種施

一七三

○豫防接種法施行規則第六條の規定による、痘そう、ジフテリア、腸チフス、バラチフス、發しんチフス及びコレラの豫防接種 施行心得

昭和二三年一月一日 厚生省告示第九五號

厚生省告示第九四號

昭和二十三年七月厚生省告示第五十七號（兒童補助法施行令第十三條第一項第一號の規定による保母養成加齢指定の

件) 中千葉縣立保健養成所、千葉縣長生郡茂原町茂原字十六番地の次に左の施設を追加指定し、昭和二十三年九月一日からこれを適用する。

昭和二十三年十一月五日

名前

厚生大臣

林 認治

位

置

置

東京都立高等保母學院 東京都墨田區練町四丁目十五番地

神奈川縣立横濱保母學院

横濱市南區平塚町西三十三番地

高知縣立保母養成所

高知市北門筋高知縣立女子專門學

校内

福岡縣立保育專攻學校 福岡市鷹匠町六丁目五百一番地

種痘施行心得

一 施行時期

定期の種痘は毎年少くとも二回(なるべく春秋二期)の時期を定めて施行しなければならない。

二 使用疫苗

生物學的製劑型造機(規則(昭和二十一年厚生省令第三十二號))による検定に合格した疫苗と使用しなければならない。

三 疫苗の貯蔵法及び有効期間

使用の日まで攝氏零度以下に保存し、その有効期間は

疾防接種法施行規則第六條の規定によると、被そう、ジフテリア、腸チ

フス、パラサフス、發しんチフス及びコレラの疾防接種施行心得

一七五

四 痘苗の注入部位

常に丁寧な態度で實施に當り、いやしくも被接種者の取扱が粗雑に流れないと注意しなければならない。急いで實施する場合でも、醫師一人について一時間に接種する人數はおよそ八〇人とする。

五 審査者的一般的な注意

常に丁寧な態度で實施に當り、いやしくも被接種者の取扱が粗雑に流れないと注意しなければならない。急いで實施する場合でも、醫師一人について一時間に接種する人數はおよそ八〇人とする。

六 痘苗場

充分に廣くて明るく清潔な場所を選び、換氣、清潔等に注意しなければならない。

七 痘診

種痘施行前に被接種者の健康状態を尋ね、必要がある場合には診察を行わなければならない。

八 痘記

左の各號の一に該當する者にはなるべく種痘を勧めする方がよい。但し、痘そう感染の皮が大きいと思われるときはこの限りでない。

九 初生兒の種痘

(一) 著しく栄養障害に陥つて居る者
(二) まん延性の皮膚病にかかっている者で、種痘によ離した方がよい。

一七六

疫防・保健法規編

定による種痘をそれぞれ第一期、第二期及び第三期の定期種痘といふ。)

なお再接種のときの接種の部位は痘こんからなるべく離した方がよい。

十 接種部位の消毒

接種部位は、衣類による際道のないことを踏めてから、アルコールアセトン又はエーテルで消毒しなければならない。アルコールの場合は、相當堅く絞つたアルコール綿で消毒するのがよく、その後乾燥するまで持つて接種しなければならない。以上の消毒の代りに石けんと湯を用いて充分に清拭するだけでもよい。

十一 種痘用器具の消毒

痘しそう盤及び種痘針等は使用前蒸沸消毒器又は壁掛消毒器の後清拭、冷却、乾燥させ、種痘針の消毒は必ず乾燥器一人ごとにこれを行わなければならない。

十二 疫苗の注出

痘しそう盤が冷却、乾燥するのを待つて毛細管から一時に疫苗を壁上にうつし盤し、使用前によくかくはん洗和しなければならない。

十三 接種部位

接種部位は、通常上はく仲側とし、第一期の種痘は右側、第二期、第三期及びその他の種痘は左側とする。(疾防接種法第十條第一項の第一號、第二號及び第三號の規

十四 接種部位の消毒

左の(一)又は(二)の方法による。
(一) 離刺法

局所の皮膚を緊張し、所要の疫苗を塗つた後、離刺針をほぼ接種皮膚面に對して平行に持ち、針先を以て直徑三絆から五絆までの皮膚面を強く壓するように亂刺する。

亂刺の回数は第一期種痘では一〇回から一五回まで

とし、それ以外の種痘では一五回から二〇回までとす

る。なお亂刺の際、皮膚面を充分に傷つけなければならぬが出血しない程度とする。

(一) 切皮法

局所の皮膚を緊張し、所要の痘苗を塗つた後その部位に種痘針を以て長さ五粋の大いさに切皮し種痘針の平面で痘苗をすり込む。切皮はなるべく出血しない程度とする。出血量の多いときは別の個所に更に接種を行う。切皮は十字型とし各切皮の間隔は二粋とする。

十六 接種數

亂刺法では一箇所とし、切皮法では第一期定期種痘のときは二箇所、その他のときは四箇所とする。

十七 痘痘の検診

(一) 検診成績

(1) 「完全痘ぼう」 種痘施行の日から起算して、第六日から第八日までの間に於いて検診した場合、痘ぼうある症候的な水ぼう又は痘ぼうを認めたものとさう。

(2) 「不全痘ぼう」 種痘施行の日から起算して、第六日から第八日までの間に於いて検診した場合、痘ぼうを伴う丘疹又は結節を認めたものとさう。

豫防接種法施行規則第六條の規定による、痘ぼう、ジフテリア、百日咳、流行性乙型紅斑及びコレラの豫防接種施行心得

豫防・保健法規相

一七八

(四) 入浴は高熱のある期間以外は差し支えない。その

十九 他の豫防接種との關係

便宜のために同じ時に、同じ人に對して他の豫防接種を一箇だけあわせ行つてもよい。

ジフテリア豫防接種施行心得

一 施行時期

定期的豫防接種は毎年少くとも二回、およそ三月から六箇月まで及び九月から十二月までの間に施行しなければならない。

二 使用トキソイド

生物學的製劑製造検定規則（昭和二十二年厚生省令第

三十二號）による検定に合格したジフテリアトキソイドを使用しなければならない。

三 リキソイドの貯藏法及び有効期間

リキソイド二度から五度までの温度において保存し、その有効期間は検定合格の日から二箇年以内とする。

四 接種量、接種回数及び接種間隔

(1) 生後六箇月から生後十二箇月（第一期）の者には第一回〇・五粋、第二回一・〇粋、第三回一・〇粋を各

(は) 「免疫反應」 種痘施行の日から起算して、第二日から第三日までの間に於いて検診した場合、発赤、丘疹乃至しう脈を認めたものをいう。

(じ) 「陰性」 検診成績が前記各號のいずれにも該當しないものをいう。

(二) 豫防接種法第十條第八項による再種痘

種痘検診の結果陰性の場合には、その後直ちに更に二回種痘を行わなければならない。

(三) 検診時の注意

検診は充分に照拂された室内で行い、その時反響部位を寒氣にさらしたり、暖爐にかざしたりしてはならない。

十八 受検者に対する注意

施行終了又は當該受検者は、受検者又は、その保護者は、對し次の事項について注意を與えなければならない。

(一) なるべく種痘前に入浴し、清潔な肌着を着用する。

(二) 接種部位は接種後およそ十分から十五分までの間にそのままに露出してから着衣する。この際火氣、直射日光にさらさない。

(三) 接種後は通常局所にぼう帶する必要はない。

一七七

四週間から六週間までの間隔で皮下に注射する。

(1) 小學校入學前六箇月以内（第二期）、小學校卒業前六箇月以内（第三期）の者及びその他の時期に追加免疫を行う者には一・〇粋を一回皮下に注射する。

(附記) シック反應検査及びモロニー反應検査は一般には、これを行わないものとする。

五 實驗者の一般的な注意

常に丁寧な態度で實驗に當り、いやしくも被接種者の取扱が粗雑に流れないよう注意しなければならない。急いで實施する場合でも醫師一人について一時間に注射する人數はおよそ一五〇人とする。

六 注射場

充分に廣く明るく清潔な場所を選び、換氣、空調等に注意しなければならない。

七 検診

豫防接種施行前に、被接種者の健康状態を尋ね、必要がある場合には診察を行わなければならぬ。

脚氣、心臓又は腎臓の疾患で相當な疾病がある者及び胸膜淋巴體質の疑がある者等に對しては豫防接種を行つ

ではない。

九 手指の消毒

被防接種の施行に當る者はその前に手指を消毒しなければならない。

十 接種用器具の消毒

注射器及び注射針は使用前煮沸によつて消毒することとし、やむを得ない場合でも、先ず五%石炭酸水で消毒し、次いで〇・五%石炭酸水又は滅菌水を通して洗つたものを使用しなければならない。注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとにこれを行わなければならぬ。

十一 トキソイド取扱上の注意

トキソイドの容器を開閉したり、トキソイドを吸い上げる時等に汚染の起らないよう栓、瓶口、手指等の消毒を特に充分に行わなければならない。

十二 接種部位の消毒

接種部位（通常上ばく伸側）は、ヨードチンキで充分に消毒しなければならない。

（附記）ジフテリアの被防接種ではその接種箇所が他のものに比べ、後で化膿しやすいから接種部位のみでなくすべて消毒は嚴重にしなければならない。

被防接種法施行規則第六條の規定による、拉そう、ジフテリア、腸チフス、バラチフス、流行性マラリア及びコレラの被防接種施行心得

一 施行時期

定期的被防接種は、毎年およそ四月から六月までの間に施行しなければならない。

二 使用ワクチン

生物學的製劑製造検定規則（昭和二十一年厚生省令第

一七九

豫防・保健法規編

一八〇

三十二〔観〕による検定に合格した腸チフスバラチフス混

（合）ワクチンを使用しなければならない。

三 ワクチンの貯藏法及び有効期間

隔氏二度から五度までの温度において保存し、その有

効期間は製造年月日から一箇年以内とする。

四 接種量、接種回数及び接種間隔

（一）初回免疫を行ふ者には第一回〇・五ml、第二回一・

〇ml、第三回一・〇mlを五日から十日までの間隔を以て皮下に注射する。但し、小學校児童に對しては右量のおよそ十分の七、又中高以下の中児に對しては同

じく二分の一を用いる。

身體虚弱者及び本接種に對し特に反応の強い者等に對しては、一回〇・一mlを五日から十日までの間隔を

以て三回皮内に注射する。この際にワクチンが皮下に注入せられないよう特に注意しなければならない。

（二）追加免疫を行う者には一・〇mlを一回皮下に注射する。小學校児童及び中高以下の幼児に對するワクチン減量の割合は初回免疫の場合に準ずる。

身體虚弱者並びに本接種に對し特に反応の強い者等に對しては〇・一mlを一回皮内に注射する。皮内注射

十三 トキソイドの振とう

明ばんトキソイドの場合は、使用前に必ずその容器を振とうしてトキソイドのこん濁を均等にしなければならない。

十四 接種時の注意

注射針の先端を皮下にせん刺し、軽く吸引を行つて針先が血管内にせん入していないことを確めた後、薬液を注射しなければならない。

十五 被防接種の副反應

注射後、時によつて局部の發赤、しめ脹、疼痛や発熱等が現われることがあるが一、三日中には消退する。

十六 他の被防接種との關係

便宜のため、同じ時に同じ人に對して他の被防接種を一種だけ行つてもよい。

腸チフス、バラチフス被防接種施行心得

一七九

被防接種施行前に被接種者の健康状態を尋ね、必要がある場合には診察を行わなければならない。

七 診療

充分に廣くて明るく清潔な場所を選び、換氣、室温等に注意しなければならない。

八 病院

被防接種施行前に被接種者の健康状態を尋ね、必要がある者、結核、糖尿病、胸膜、病後衰弱者、胸膜肺炎等の疑がある者、妊娠婦（妊娠第六箇月までの妊娠者除外。）等に對しては接種を行つてはならない。

九 手指の消毒

被防接種の施行に當るものは、その前に手指を消毒しなければならない。

十 接種用器具の消毒

注射器及び注射針は使用前煮沸によつて消毒することとし、やむを得ない場合でも先ず 5% 石炭酸水又は滅菌水を通して洗つたものを使用しなければならない。注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとにこれを行わなければならない。

十一 接種部位の消毒

接種部位（通常上はく仲側）はヨードチソキ又はアルコール等で充分に消毒しなければならない。

十二 ワクチンの振とう

使用前に必ずワクチン容器を振とうしてワクチンのこも潤を均等にしなければならない。

十三 接種時の注意

針先が血管内にせん入していないことを確かめた後、薬液を注射しなければならない。

十四 接種後の注意

接種部位の先端を皮下にせん刺し、軽く吸引を行つて、針先が血管内にせん入していないことを確かめた後、薬液を注射しなければならない。

十五 殺虫接種の副反應

（接種接種法施行規則第六條の規定による、痘とう、ジフテリア、喉子、パラチフス、發しんチフス及びコレラの殺虫接種施行心得）

殺虫接種の副反應

いで実施する場合でも醫師一人について一時間に注射する人數はおよそ一五〇人とする。

五 注射場

充分に廣くて明るく清潔な場所を選び、換気、乾燥等に注意しなければならない。

六 診査

接種施行前に被接種者の健康状態を尋ね、必要がある場合には診察を行わなければならない。

七 禁忌

第卵に對し特異感質を有する者、有熱患者、心臓並びに血管系腫瘍その他内臓に異常のある者、糖尿病、脚氣、病後衰弱者、胸膜淋巴腫質の疑がある者、妊娠婦（妊娠第六箇月までの妊娠を除く。）五歳以下の者等に對しては、接種を行つてはならない。

八 手指の消毒

豫防接種の實施に當る者は、その前に手指を消毒しなければならない。

九 接種用器具の消毒

注射器及び注射針等は使用前煮沸によつて消毒するところとし、やむを得ない場合でも先づ 5% 石炭酸水で消毒

局所反應としては接種後局所の發赤、しめ眼、擦痛等を認めることがあり、全身反應としては悪寒、発熱、頭痛、痙攣、全身けん怠、又、時にはめまい、おう吐、下痢、腹痛、腰痛、關節痛、裏しん等を認めることがあるが、いずれも二、三日中には消退する。

殺虫接種施行心得

使用ワクチン

生物學的製劑製造検定規則（昭和二十一年厚生省令第二十二號）による検定に合格した便しんチフスワクチンを使用しなければならない。

ワクチンの時減法及び有効期間

初回免疫を行つた者は第一回及び第二回各一・〇mlを有効期間は販賣年月日から一年六箇月以内とする。

接種量、接種回数及び接種間隔

初回免疫を行つた者は第一回及び第二回各一・〇mlを接種部位（通常上はく仲側）はヨードチソキ又はアルコール等で充分に消毒しなければならない。

接種部位の消毒

常に丁寧な態度で實施に當り、いやしくも被接種者の取扱が粗暴に流れないよう注意しなければならない。急患には一・〇mlを一回皮下に注射する。

接種部位の消毒

常に丁寧な態度で實施に當り、いやしくも被接種者の接種部位（通常上はく仲側）はヨードチソキ又はアルコール等で充分に消毒しなければならない。

ワクチンの振とう

使用前に必ずワクチン容器を振とうして、ワクチンのこも潤を均等にしなければならない。

接種時の注意

注射針の先端を皮下にせん刺し、軽く吸引を行つて、針先が血管内にせん入していないことを確かめた後、薬液を注射しなければならない。

接種後の注意

接種を受けた者は接種當日及び翌日はなるべく安静を守り、運動、入浴、飲酒等をさし控えなければならない。

接種の副反應

局所反應としては接種後局所の發赤、疼痛等を認めることがあり、全身反應としては悪寒、発熱、頭痛、全身けん怠等を認めることがあるが、いずれも一、三日中に

は消退する。

コレラ預防接種施行心得

六 濟診

生物學的製劑製造検定規則（昭和二十二年厚生省令第
三十二號）による検定に合格したコレラワクチンを使用
しなければならない。

二 ワクチンの貯藏法及び有効期間

コレラ二度から五度までの温度において保存し、その有
効期間は製造年月日から一箇年以内とする。

三 接種量、接種回数及び接種間隔

第一回〇・五ml、第二回一・〇mlを通常五日から七日まで
の間隔で皮下に注射する。但し、小學校兒童に對して
は右の量のおよそ十分の七を用い、又學齡以下の幼兒に
對しては同じく二分の一を使用する。

四 製施者の一般的な注意

常に丁寧な態度で實施に當り、いやしくも被接種者の
取扱が粗雑に流れないよう注意しなければならない。急
いで實施する場合でも監督一人について一時間に接種す
る人數はおよそ一五〇人とする。

五 注射場

接種部位の消毒法施行規則第六條の規定による、痘そう、ジフテリア、腸チ

一八四

消防・保健法規編

接種部位（通常上はく仲側）はヨードチノキ又はアル

十 ワクチンの振とう

使用前必ずワクチン容器を振とうして、ワクチンのこ
ん洞を均等にしなければならない。

十一 接種時の注意

注射針の先端を皮下にせん刺し、軽く吸引を行つて、
針先が血管内にせん入していないことを確認した後、薬液
を注射しなければならない。

十三 接種後の注意

接種を受けた者は接種後四日及び翌日はなるべく安静を
守り、闇歎、入浴、飲酒等をさし控えなければならない。

十四 預防接種の副作用

局所反応としては接種後局所の発赤、しゆ原、疼痛等
を認めることがあり、全身反応としては悪寒、發熱、頭
痛、全身けん怠、又時にめまい、おう吐、下痢、腹痛、
眼痛、關節痛、痙攣等が認められることがあるが、い
ずれも二、三日中には消退する。

充分廣くて明るく清潔な場所を選び、換氣、室温等に
注意しなければならない。

七 痘疹

接種部位の消毒前に接種者の健康状態を尋ね、必要がある場合には診察を行わなければならない。
接種の疑ある者、妊娠婦（妊娠第六箇月までの妊娠を除く）、乳兒等に對しては接種を行つてはならない。

八 手指の消毒

接種前の施行に當る者はその前に手指を消毒しなけ
ればならない。
注射器及び注射針等は使用前煮沸によつて消毒し、や
むを得ない場合でも先ず5%石炭酸水で消毒し、次いで
○・五%石炭酸水又は滅菌水を通して洗つたものを使用
しなければならない。注射針の消毒は必ず被接種者一人
ことにこれを行わなければならぬ。

九 接種用器具の消毒

接種用器具の消毒
注射器及び注射針等は使用前煮沸によつて消毒し、や
むを得ない場合でも先ず5%石炭酸水で消毒し、次いで
○・五%石炭酸水又は滅菌水を通して洗つたものを使用
しなければならない。注射針の消毒は必ず被接種者一人
ことにこれを行わなければならぬ。

十 接種部位の消毒

接種部位の消毒
接種部位の消毒

一八三